

令和元年度健全化判断比率について

財政の健全化を示す指標である財政健全化判断比率を算定した結果、【表 1】のとおり、財政状況の赤信号といえる財政再生基準はもちろん、黄信号といえる早期健全化基準も下回ることとなりました。

【表 1】 財政健全化判断比率(単位：%)

	熊取町 令和元年度 決算	早期健全化 基準 (黄信号)	財政再生 基準 (赤信号)
実質赤字比率	－(注 1)	13.63	20.00
連結実質赤字 比率	－(注 1)	18.63	30.00
実質公債費比率	4.8	25.0	35.0
将来負担比率	－(注 1)	350.0	－

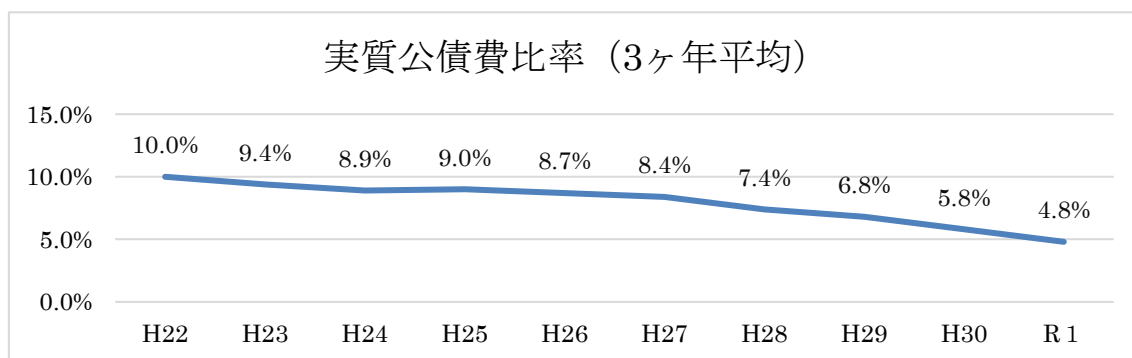
(注 1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、将来負担比率について

令和元年度決算において、実質赤字、連結実質赤字はありませんでした。また、将来負担比率はマイナスとなりましたので、それぞれ「－」表示となっています。

※将来負担比率については、財政再生基準は定められていません。

【実質公債費比率】

次のグラフは、平成 22 年度決算からの実質公債費比率（3ヶ年平均）の推移を表したものです。



実質公債費比率は、1.0ポイントの改善

令和元年度決算における実質公債費比率は4.8%と、町債の元利償還金が減少したことなどにより、前年度と比較すると1.0ポイント改善しました。

用語の説明

○実質赤字比率

一般会計など（熊取町の場合、一般会計及び墓地事業特別会計）の赤字の程度を示す指標

○連結実質赤字比率

一般会計などと、他の会計を合わせた赤字の程度を示す指標

○実質公債費比率

一般会計などのほか、他の会計に対して実質的に一般会計などが負担しているものを含めた公債費の負担の程度を示す指標

○将来負担比率

一般会計などのほか、特別会計、公営企業、第三セクターなどにかかるものも含めた、一般会計などが将来負担すべき実質的な負担の状況を示す指標

早期健全化基準を上回ると

財政状況が一定程度悪化し、健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準を上回った場合、以下の取り組みが必要となります。（早期健全化基準は、自主的な改善による財政健全化を義務付けるものです。）

- ・公表した年の年度末までに財政健全化計画を策定しなければなりません。
- ・策定した計画は議会の議決を経て公表、府知事への報告が必要となります。
- ・毎年、計画の実施状況を議会に報告、公表し、府知事への報告が必要となります。
- ・改善が必要と認められる事務の執行について、外部監査が必要となります。

財政再生基準を上回ると

財政状況が更に悪化し、将来負担比率を除く健全化判断比率のうち、いずれかが財政再生

基準を上回った場合、以下の取り組みが必要となります。（財政再生基準は、国等の関与による確実な財政再生を義務付けるものです。）

- ・公表した年の年度末までに財政再生計画を策定しなければなりません。
- ・策定した計画は議会の議決を経て公表、総務大臣への報告が必要となります。
- ・策定した計画について、総務大臣の同意を求めることができます。（同意を得ない場合は災害復旧債を除き、起債ができなくなります。）
- ・毎年、計画の実施状況を議会に報告、公表し、総務大臣への報告が必要となります。
- ・改善が必要と認められる事務の執行について、外部監査が必要となります。

令和元年度資金不足比率について

水道事業及び下水道事業についても、公営企業の経営の健全化を示す指標である資金不足比率を算定した結果、表2のとおり、経営健全化基準を下回ることとなりました。

【表2】 資金不足比率(単位：%)

	熊取町 令和元年度決算	経営健全化基準
水道事業会計	－(注)	20.0
下水道事業会計	－(注)	20.0

(注) 資金不足比率とは、公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率です。

水道事業及び下水道事業ともに、令和元年度決算において資金不足はありませんでしたので、「－」表示となっています。

資金不足比率について、表2の経営健全化基準を上回った場合、公営企業ごとに経営健全化のための対策が必要となります。

経営健全化基準を上回ると

経営状況が悪化し、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、以下の取り組みが必要となります。

- ・公表した年の年度末までに経営健全化計画を策定しなければなりません。
- ・策定した計画は議会の議決を経て公表、府知事への報告が必要となります。
- ・毎年、計画の実施状況を議会に報告、公表し、府知事への報告が必要となります。
- ・改善が必要とされる事務の執行について、外部監査が必要となります。